



みゃ〜く使い

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和8年3月発行
 沖縄県農林水産部
 宮古家畜保健衛生所
 宮古島市平良字西里1951
 TEL (0980) 72-3321
 FAX (0980) 72-6673

子牛が生まれてすぐにやること!!



☑へその緒の消毒

- ・敗血症、臍帯炎の予防。
- ・ヨードチンキでディッピングやスプレーを用いて消毒。

☑初乳の給与

【制限時間あり】

- ・生後4〜6時間以内に。搾乳してでも与える
- ・子牛は「免疫機能ゼロ」で生まれる。
- ・子牛の体を守る「免疫」の受け渡しは「初乳」のみ
- ・初乳不足はその後の発育へ大きく影響。

※母牛が初産・高齢の場合は初乳製剤の準備も。
 →調整時の温度60℃以下、給与時の温度42℃は確実に。
 ※分娩前の母牛管理は大切！

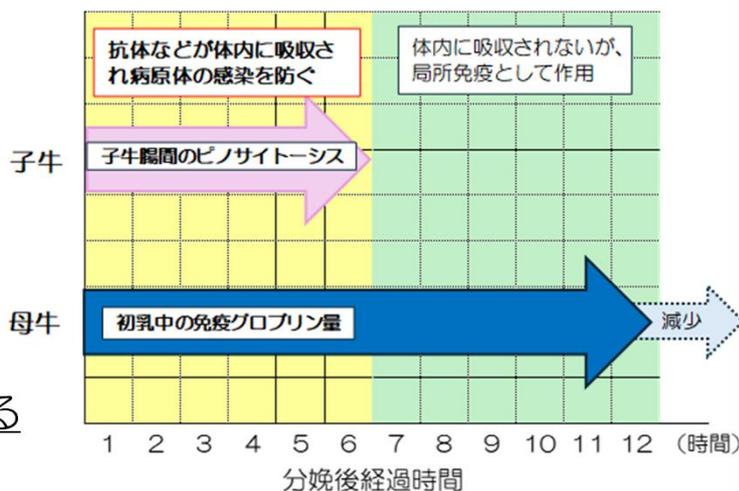
【子牛の腸管での特別な仕組み】

- ・分子量の大きい抗体タンパク質は通常は腸管からの吸収はできないが、子牛は出生後一定時間だけ（4〜6時間）直接取り込むことができる特別な仕組みがある（ピノサイトーシス：飲作用）

※注意

→細菌も入り込めてしまうため、
 細菌の侵入よりも先に初乳を！
清潔な敷料が大切！

初乳中の免疫グロブリンを子牛が受け取る時間



【初乳中の免疫グロブリン】

- ・初乳中の免疫グロブリン濃度は **出産後12時間で急速に低下する**

☑母牛のリッキング（子牛をなめる）行動の確認

母牛が出産後に示す生理反応。

強いマッサージ効果があり、子牛の排尿と排便を促し、呼吸や血液循環を促進することから、初乳の吸収率を上昇させる。

【母牛が子牛をなめない場合】

タオルを使って母牛と同じように子牛をマッサージしてやり、羊水で濡れた体を乾かす。

☑その他

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 暑熱対策（夏季） | ・呼吸数の増加 | ・体温の上昇 |
| 寒さ対策（冬季） | ・保温 | ・牛舎内の風対策 |

【夏の暑さ対策】

哺乳中の子牛は体温の放出機能が弱いため熱を体にため込む。
牛舎内の空気の流れを改善し、扇風機・噴霧等の利用も工夫する。

【冬の寒さ対策】

子牛のベストやネックウォーマー、暖房器具等の利用。
すきま風対策や床を乾燥させるよう工夫する。

【これだけはいつも確認！！】

<牛房>

乾燥した清潔な敷料、こまめなボロだし、通気の確保

<哺乳ビン・飼槽・水槽>

ていねいな洗浄、残飼を取り除いての清掃、新鮮な水の
給与

<踏み込み消毒槽の設置>

病原体を持ち込まない、持ち出さない

<母牛の増し飼い>

分娩2か月前から1~2kg増量

牛をよく観察することがとても重要です。

採食の様子、排便、尿、息づかい、歩行に注意し、いつもと違うと感じたら速やかに対処しましょう。

みつばちを飼養している皆様

R7年度から「沖縄県蜜蜂飼育及び蜂群配置調整方針」が施行されています！

どのような方針？



蜜蜂の健全な飼育環境確保や蜜源の適正利用、蜂伝染病防止、地域との共生など、沖縄県における養蜂業の健全な発展を実現するためのルールと手続きを定めた包括的方針です。

施行日

令和7年6月1日～

関連法律

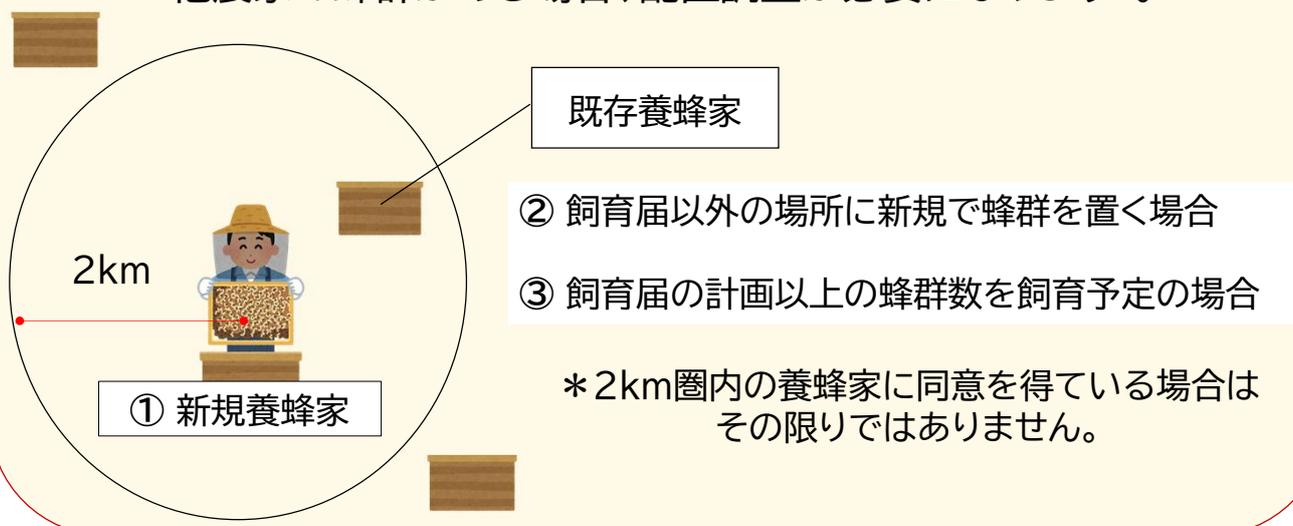
養蜂振興法第5条第2項、同法第8条

主な内容

- 蜜蜂の飼育に係る基本方針
- 蜂群配置調整に係る基本方針

特に重要なポイント

下記①～③に該当する方々の中で、蜂群配置場所から2kmの範囲内に他農家の蜂群がある場合、配置調整が必要になります*。



詳しくは…

沖縄県 養蜂 方針

で検索

または

沖縄県蜜蜂飼育及び
蜂群配置調整方針



県畜産課HP



家畜飼養
者の皆さん

定期報告書の提出をお願いします

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数（2月1日時点）衛生管理状況等を県へ報告するよう義務付けられています。1頭（1羽）から報告が必要です。

畜種	提出期限
牛、水牛、鹿、馬、 綿羊、山羊、豚、いのしし	毎年 4月15日
鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	毎年 6月15日

◆ 報告内容

1. 農場基本情報
2. 飼養衛生管理基準の自己点検表
3. 農場の平面図、埋却地について
4. 飼養衛生管理マニュアル

※ その他、飼養衛生管理基準の添付書類一覧をご一読ください



◆ **報告様式**：宮古家畜保健衛生所から直接入手、ウェブサイト（沖縄県）↑からダウンロード（飼養衛生管理マニュアル例も入手可能です）

◆ **提出先**：宮古家畜保健衛生所 TEL：0980-72-3321

直接持込、FAX、郵送、メール、市畜産課、村産業経済課への持込など

詳しくは家保職員まで

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ

渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。

本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善

■ 人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



宮古家畜保健衛生所

TEL 0980-72-3321



MAFF
農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。
農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→

一斉点検の要チェックポイント (家きん)



① 衛生管理区域に病原体を持ち込まない!

- 手指の洗浄・消毒をしていますか?
- 車両の消毒をしていますか?
- 専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか?

× 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと!

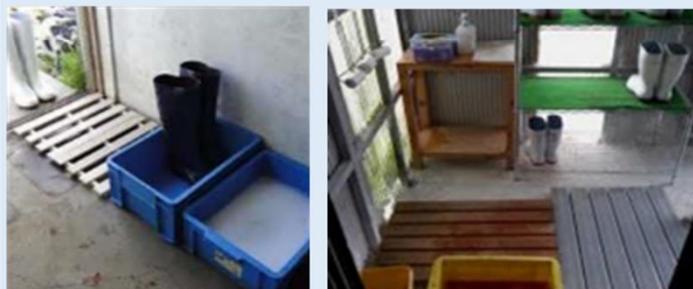
② 家きん舎に病原体を持ち込まない!

- 手指の洗浄・消毒をしていますか?
- 専用の靴の確実な着用ができていますか?

× 専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③ 野生動物を近づけない! 侵入させない!

- 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか?
- 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか?
- ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか?

× 壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと!

屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認!

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意!



鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例